

令和元年第4回養老町定例会会議録

令和元年第4回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和元年12月10日第1日）

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第57号 養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第58号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第59号 養老町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第61号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第62号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第63号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第64号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第65号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第66号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第15 | 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第16 | 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第17 | 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第18 | 選挙第4号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について |
| 日程第19 | 議案第68号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更 |

について

- 日程第20 議案第69号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第21 議案第70号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第71号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第72号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第73号 令和元年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第74号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第75号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第76号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第77号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 発議第6号 議員の派遣について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修

住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	問 山 剛
産業建設部長兼 水道課長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	廣 澤 幸 雄		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	藤 田 勝 彦	議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦
-------------	---------	---------------	-----------

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長（長澤龍夫君） おはようございます。

令和元年第 4 回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（長澤龍夫君） ありがとうございます。御着席ください。

本年度、全国町村議会議長会及び県町村議会議長会より表彰を受けられました 3 名に対し、ここで伝達を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、全国町村議会議長会創立70周年記念、永年功労者表彰を受けられました水谷久美子君、演台までお進みください。

表彰状、岐阜県養老町、水谷久美子殿。

あなたは永年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。

よって、本会創立70周年を記念して表彰します。令和元年11月13日、全国町村議会議長会会長 松尾文則。

おめでとうございます。

続きまして、県町村議会議長会自治功労者表彰を受けられました早崎百合子君、吉田太郎君、演台までお進みください。

表彰状、養老郡養老町、早崎百合子殿。

あなたは多年、議会議員として地方自治の振興・発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここに表彰いたします。令和元年10月18日、岐阜県町村議会議長会会長 伏屋隆男。

おめでとうございます。

表彰状、養老郡養老町、吉田太郎殿。

以下同文でございます。

おめでとうございます。

本日の会議は、全員出席であります。

報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放映のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和元年第 4 回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（長澤龍夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3番 小寺光信君、4番 北倉義博君を指名いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、12月4日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩永義仁君。

○議会運営委員長（岩永義仁君） それでは報告いたします。

去る12月4日午前10時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会しました。

協議事項は、令和元年第4回養老町議会定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、12月10日から12月20日までの11日間で、本会議の開会時間は午前9時30分からと決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問につきましては、議会2日目の12月19日に行うこととし、発言順序はくじ引きによることと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、条例の制定及び一部改正についてが10件、その他の協議事項についてが1件、人事案件についてが3件、選挙についてが1件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算についてが10件、議員派遣についてが1件、以上、合計26件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから日程第7、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの4件、日程第10、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてまでの5件、及び日程第19、令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第28、令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10件の計19件については、議会初日に逐条上程により、また日程第8、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第9、養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2件については、議会初日に一括上程により、それぞれ提案理由の説明を受け、総括質疑後、所管の常任委員会にその審査

を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

なお、付託先の委員会の日程については、日程第4、第5、第7から第10まで、第14、第21、第22、第26から第28までの計12件の審査の付託先である総務民生委員会は、12月12日の午前10時から。また日程第6、第11から第13まで、第19から第21まで、第23から第25までの計10件の審査の付託先である産業建設委員会は、12月12日の午後1時30分から開催するよう、各委員長へ要請することと決定しました。

次に、日程第15から第17までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての3件は、同意による人事案件であることから、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、質疑後、討論を省略し、議案ごとに採決することと決定しました。

次に、日程第18、選挙管理委員及び同補充員の選挙については、地方自治法第182条の規定により、議会初日に議長発議により上程し、指名推選により選任することと決定しました。

次に、日程第29、議員の派遣については、地方自治法第100条第13項及び養老町議会会議規則第130条第1項の規定により、議会初日に上程し、審議することと決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月10日から12月20日までの11日間にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月10日から12月20日までの11日間と決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年度8月分から10月分までの現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

続きまして、町長の挨拶を行います。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、師走の大変お忙しいところを第4回の定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

第4回というと、ことし最後の議会ということで、1年間を振り返る時期に来たのかなというふうに思っております。ことしを振り返りまして、何といたっても5月の元号が変わったというのが大きな話題ではないかというふうに思っております。誰もが新しい元号になって期待をしたところでございますけれども、ことしの9月、10月、本当に毎年のようにございますけれども、日本全国各地で大きな災害が発生をいたしております。多くの方がお亡くなりになられたということで、御冥福を申し上げますとともに、被災されました方には、一日も早い復興を願うところでございます。

話題といいますか、ラグビーのワールドカップが開催をされまして、本当に思わぬ盛り上がりを見せたというのが感想でございます。にわかというような言葉も出ましたけれども、私もそのにわかラグビーファンの一人になったということでございます。

来年になりますとオリンピック・パラリンピックが、また11月にはねりんピックが県の主催で、全国からお客さんがおいでになるということでございますし、また来年は養老公園140周年記念ということで、県においてもイベントが行われます。町としてもそれに参加をすべく、4月の一応18、19日ということで、まるごと肉まつり養老の開催が決定をしました。これがキックオフになるということでございます。

ことしの流行語大賞「ONE TEAM」ということでございますけれども、養老町が一丸となって全国からお見えになるお客さんをお招きし、また養老町の活性化につながるような形に持っていければというふうに思っておるところでございます。

本日は多くの議案を提出させていただいております。どうか慎重審議、よろしくお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。じゃあ、よろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第4、議案第57号から日程第7、議案第60号までの4議案について逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

では、日程第4、議案第57号 養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第57号 養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

専門な知識・経験が必要とされる場合、及び一定期間内に業務が終了することが見込まれる場合等に、任期を定めて職員を採用することができるよう、採用に必要な事項を定めるため、本条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

地方公共団体は、多様化・高度化する行政ニーズに対応する必要があること、また職員の勤務形態も多様な働き方が求められている実情に対して、任期の定めのない常勤職員だけでは公務の運営が難しい状況の中、本町においても、臨時職員・嘱託職員をさまざまな職において任用しているのが現状でございます。

今回の地方公務員法の改正により、常勤・非常勤の職の概念が整理され、任期付職員は相当の期間任用される職員を設けるべき業務（本格的業務）に従事する一般職として位置づけられております。

よって、任期付職員の活用は、地方公共団体の行政運営において最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現するための有効な手段の一つであることから、今後、その制度を活用するために必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例案は、第1条から第9条の構成になっております。

まず第1条におきましては、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定するものであります。

第2条では、専門的知識経験等を有する者を一定期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員の採用、または専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事する職員の採用について規定するものであります。

第3条では、一定の期間に終了することが見込まれる業務に従事する職員、また一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する職員の採用について、それぞれ規定するものであります。

第4条では、第3条に規定する業務に従事する短時間勤務任期付職員の採用について、また住民サービスの充実のための業務への従事や、部分休業や介護休暇を取得する職員が従事する業務に従事する短時間勤務任期付職員の採用について規定するものであります。

第5条では、任期を延長する場合の特例について規定するものであり、第6条では、任期の更新については、当該職員の同意を得ることを規定するものであります。

第7条では、任期付職員の給料月額の設定について規定するものであります。

第8条では、短時間勤務任期付職員の給与について、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当について、給与条例を適用しないことを規定するものであります。

第9条では、本条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行に関し必要な事項を規則により定めることを規定するものであります。

また、附則におきましては、本条例の施行期日について、令和2年4月1日から施行

するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 3点で質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、高度の専門的な知識経験、すぐれた見識を有する者の定義とは、例えば国家資格を有し、何年以上の職務経験があるのかという規定があるのか。

2点目については、各条例では任期を定めて採用とありますが、その任期についてはおおむね定められているのか。

3点目は、総務課長の提案説明の中に、今後のこの制度を活用するためというようなことが話されましたけれども、現在、養老町の行政を進めていく上で、また次期総合計画などを見通すとき、各課においてどのような人材が必要と求められているのか伺いたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの水谷議員の御質問に対しまして、3点にてお答えをさせていただきます。

1点目の高度の専門的知識経験を有する者、そういった年数ということでございますが、特段年数というものの制限といたしますか、そういった設定は特にございません。

2点目ですが、任期付職員の任期ということでございますが、こちらは高度の専門的知識経験等を有する者、要するに第2条に規定してあります任期付職員につきましては、任期のほうは5年以内ということになっております。

また、第3条のフルタイムの任期付職員及び第4条のパートタイムの短時間の任期付職員につきましては、任期のほうは原則3年以内ということになっておりますが、業務によって、特に必要な場合は5年まで延長ができるということで、5年以内ということにはなっております。

それと3点目でございますが、任期付職員につきまして、例えば総合計画とかに位置づけるということがどうかということでございますけれども、こちらにつきましては、当町におきましては、養老町の行政経営改革プランというものに基きまして、平成24年度に養老町の定員管理計画というものを策定しております。こちらにつきましては、平成29年度に見直しをかけておりまして、この策定に当たっては、養老町の第5次総合

計画との整合を図り、その中の基本方針の一つに、多様な勤務形態の職員を活用し、高度化・多様化する行政需要に対応できる専門的知識を有する人材の確保として、再任用職員及び任期付職員の採用を進める旨が定められておりますので、養老町の定員管理計画に任期付職員というものが再任用職員とあわせて位置づけられているという現状でございます。

今後につきましては、今現在ではこの現状におきましては、任期付職員というのが業務の内容からして、ちょっとまだそこまでの需要に至っていないというところもありますが、今後のこういった業務が多岐にわたり多様化・高度化していくということも考えられますので、行政ニーズに対応できるように、今回はこういった職の整理を行って任期付職員の条例を制定させていただいたということになります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいまの答弁からおおむね3年以内、あるいは5年以内というふうな任期でしたけれども、若い世代にとっては非常に不安定雇用となりまして、例えばIT関係でいけば、本当に応募があるのかなというふうに私は考えます。

現在の職員がライセンスを取得し、例えば税務課においてはファイナンシャルプランナー、また教育委員会、福祉課など、住民サービス向上のために専門的な知識が今も求められているのではないかなと思っているんですけども、行政をつなぐ、そして住民と身近にかかわる、当然給与にも反映され、モチベーションが上がり、公務への充実が得られるのではないかなというふうに思います。さらに、これまでも一般質問がありました養老町のまちづくりを明確にした中で、県や国からの派遣、そういうふうな対応も、この条例の一部の中では対応していくべきではないかなというふうに考えますが、そういう人材の確保、今ある職員の中でのライセンス化、その点についてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 現状の職員の中での専門性の向上ということは、今後行政が複雑・多様化していく中では必要なことであろうかというふうに思いますけれども、この条例はあくまで現職員の中で、なお一層の専門性が必要だというような場合に雇用するための条例でございます。

議員のおっしゃったのは、いわゆる職員の資質の向上といいますか、そういったもので、それはやはり行政としても今後やっていかなければならないことだというふうには考えております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○ 1 1 番（田中敏弘君） 今のに関連して3条の関係ですが、具体的にこの業務というのはどのようなことを想定されますかということと、それから、現在、庁舎内では川地特命事項推進室があるわけですが、先ほどの町長の回答の中でも出ておりましたが、庁舎内でのチームがスキルアップしていけば、当然これは対応していけるかなと、このように思っておるわけですが、特殊な事項で業務を外部から招聘して有識者を雇うというようなことで、この条例の制定に当たって何名ぐらいの想定をされておるか、この2点お尋ねしたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの田中議員の御質問に対しまして、1点目について私のほうから御回答を申し上げます。

第3条に規定する職種といいますと、全国的に市レベルにおきましては、生活保護のケースワーカーといった一時的な業務量の増加に対応するための職ですとか、あと公立保育所の民営化までの間の保育業務などに当たる職種で採用しているという実例がございますが、町レベルにおきましては、今現在それに値するような職種は今のところはございません。以上でございます。

〔発言する者あり〕

○総務部総務課長（中島恵美君） ごめんなさい。任期ということよろしいでしょうか。

任期につきましては、こちらの第3条に規定するものについては、先ほど申し上げましたが3年ということですが、その業務の内容とかによっては、4年ないし5年以内ということと定められております。

〔発言する者あり〕

○総務部総務課長（中島恵美君） ごめんなさい。予定している人数ということでしょうか。

そちらにつきましてはまだちょっと、今後これからということですので、全く未定でございます。済みません。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第5、議案第58号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第58号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

平成29年5月に成立した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに一般職の会計年度任用職員が創設され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、本町においても日日雇用職員及び嘱託職員が令和2年4月1日から会計年度任用職員へ移行するため、当該職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例案は、第1条から第29条の構成になっております。

まず第1条におきましては、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定するものであります。

第2条では、本条例における用語の定義を規定するものであります。

第3条では、会計年度任用職員に支給する給与について、明確に規定するものであります。

第4条から第15条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与について規定するものであります。

第4条から第6条については、同一労働・同一賃金の原則により、フルタイム会計年度任用職員は、常勤職員同様に養老町職員の給与に関する条例を準用し、給料、職務の級及び号給を定めることをそれぞれ規定するものであります。

第7条では、給料の計算期間及び支給日について、給与条例の規定を準用することを規定するものであります。

第8条から第11条までは、フルタイム会計年度任用職員に支給する手当について給与条例を準用することを規定するもので、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び

夜間勤務手当についてそれぞれ規定するものであります。

第12条では、給与額の端数処理について規定するものであります。

第13条では、期末手当の支給について、支給対象となる職員の範囲及び支給割合について規定するものであります。

第14条では、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について規定するものであります。

第15条では、給与の減額を行う場合について規定するものであります。

第16条から第24条までは、パートタイム会計年度任用職員の給与について規定するものであります。

第16条では、パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬の額について規定するものであります。この場合においても、同一労働・同一賃金の原則により、常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員との権衡を図り、報酬の額を規定しております。

第17条から第19条では、正規の勤務時間を超えて勤務した場合の報酬について規定するもので、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の額について規定するものであります。

第20条では、報酬の額の端数処理について規定するものであります。

第21条では、期末手当の支給について、支給対象となる職員の範囲及び支給割合について規定するものであります。

第22条では、報酬の計算期間及び支給日について規定するものであります。

第23条では、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について規定するものであります。

第24条では、報酬の減額を行う場合について規定するものであります。

第25条及び第26条では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について規定するものであります。

第25条では、通勤に係る費用弁償の額について、また第26条では、公務のための旅行に係る費用弁償について、それぞれ常勤の職員の例により支給することを規定するものであります。

第27条では、給与からの控除について、給与条例を準用することを規定するものであります。

第28条では、職務の特殊性を考慮し、特に必要と認められる会計年度任用職員の給与について規定するものであります。

第29条では、本条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行に関し、必要な事項を規則により定めることを規定するものであります。

また、附則第1項におきましては、本条例の施行期日について、令和2年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項では、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例について規定するものであります。

附則第3項では、国の給与改定に準じ、給与条例の改正があった場合においても、会計年度任用職員の給与については、当該改正年度における給与に改正後の規定を適用しないことを規定するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 2点について御質問させていただきます。

当町においてもそれなりの人数が該当するかなと思うんですけれども、フルタイムとパートタイム、それぞれの人数、もう一点が官製ワーキングプアといって、行政が雇用する非常勤の職員が新たな貧困層になるという社会問題化するというようなことも報道されていたりするわけですが、今回のこの新しい条例の制定により、特にフルタイムの職員の年収がどのように影響を受けるか教えていただきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの岩永議員の御質問に対しまして、2点御回答を申し上げます。

1点目の臨時職員の人数でございますが、この4月1日現在の数字にはなりますけれども、臨時職員が240名となっております。そのうちフルタイムの職員が80名で、パートタイム職員が160名という数字が出ております。

あと2点目の関係でございますが、この会計年度任用職員制度が導入されることで、どのような影響があるかということになってくるかと思っておりますけれども、現在の嘱託職員と臨時職員の方がそのまま会計年度の任用職員に移行されますと、期末手当ですとか通勤手当が支給される分が増額とはなります。

こちら、会計年度任用職員の給与につきましては、基本的には年収が現状と同じぐらいになるように初任給のほうを設定させていただいております。ですので、今回のこの制度が導入されるに伴いまして、今ある雇用形態の見直しですとか、業務内容の見直しということ働き方改革の一環ということとさせていただきます上で、こういった雇用形態を決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 私も第2条の関係ですけれども、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の勤務時間についてお尋ねしたいと思います。

また、本日もロビーの告知板に会計年度任用職員説明会というような公示がしてありましたけれども、240人に周知というのは、きょう限りでやられるのか、どういうふうに計画されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの水谷議員の御質問に対しまして、2点回答のほうを申し上げます。

1点目でございますが、会計年度任用職員につきましては、フルタイム会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員がございますが、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、正規の職員と同様に1日7時間45分勤務の週5日、要するに正職と同様の勤務形態となります。

あとパートタイムの会計年度任用職員につきましては、常勤の職員より短い勤務時間の勤務形態になりますので、それが例えば30分短くても、一般のフルタイムの勤務時間より短ければ、全てパートタイムの会計年度任用職員ということになります。

あと2点目でございますが、こちら臨時職員の方、あと今現在の嘱託職員の方が今度の4月から会計年度任用職員ということに移行されるわけでございますが、実際にこの人数の方には全て周知のほうはさせていただいております。

その周知というのは、この説明会を開催する旨の周知のほうをさせていただいておまして、昨日に嘱託職員の方を対象に会計年度任用職員制度についての説明会をいたしまして、あと臨時職員の方に対しましては、ちょっと人数も多い関係で2日間に分けて、本日の夜と、あと12日の夜で御都合のつくときということで御参加いただくということで周知をさせていただいております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第6、議案第59号 養老町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第59号 養老町森林環境譲与税基金条例の制定について説明をさせていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、国から譲与される森林環境税を原資とした基金を造成し、必要な事業の経費に充てるため、新たに条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、補足説明。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本年4月に施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の規定に基づき、森林環境譲与税を原資とした基金を新たに造成し、森林整備やその促進に必要な事業の財源に充てるため、養老町森林環境譲与税基金条例を制定するものです。

本条例案の内容について、条を追って説明させていただきます。

本条例案は、第1条から第7条の構成になっております。

第1条は、基金の設置目的を規定しており、法律の規定に基づき、間伐や人材育成、担い手の確保、森林整備及びその促進に必要な事業に充てることを定めております。

第2条は、基金の積み立てについて規定しており、原資は森林環境譲与税をもって充てること、基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額であることを定めております。

第3条は、基金の管理について規定しており、金融機関への預金や確実な方法により保管することや、必要に応じて有価証券にかえることができることを定めております。

第4条は、運用益金の処理について規定しており、基金から生ずる利息等は、一般会計予算に計上したものを編入することを定めております。

第5条は、基金の処分について規定しており、法律に規定する事業の財源に充てる場合に基金を取り崩すことができることを定めております。

第6条は、繰りかえ運用について規定しており、財政上必要があるときは、確実な繰り戻しの方法、期間等を定めて繰りかえて運用できることを定めております。

第7条は、本条例に定めるもののほか、必要な事項について別に委任することを定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとします。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） この森林環境税につきましては、岐阜県も清流の国の森林環境税として町のほうへ補助金が266万円入っておるわけですが、この県の環境税の補助金と国からの環境税の補助金の兼ね合い、どのような使途、同じように使えるのか、また別々な対応で使わなくてはならないのか、そういう定義があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの松永議員の質問に対してお答えさせていただきます。

県のほうでもそのようなことで平成30年に指針みたいなもの、ガイドラインみたいなものを出しておりまして、県と国のすみ分けということで出ております。

例えば県の示したのを見ますと、例えば木材の利用促進といったところでありますと、県の対象としては教育・福祉施設に使うとか、市町村では市町村の庁舎等、教育・福祉関連施設以外の公共施設で使ってくださいと、そういうようなすみ分けを県のほうが示しておりまして、重なるところはないといったところが県のほうで説明されております。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 3点について質問いたします。

まず最初は、譲与基準はどのようになっておるかということと、2点目としては、譲与額の動向についてですが、いろいろ私なりの資料によりますと、市町村の体制、整備の進捗に伴い譲与額が増加するというようなことになっていると思いますが、そういった理解でよろしいかということと、それから当町における森林面積、林業の就業者数、それから森林組合があるのか否か、あればどのような活動状況か、以上3点について伺います。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの田中議員の質問に対してお答えさせていただきます。

第1点、譲与基準ということでございますが、本年につきましては、国全体で200億、

それを市町村に80%、都道府県に20%といったふうに分けまして、その80%の市町村分の中で、私有林人工林面積で50%、林業就業者数で20%、あと人口割ということで30%といったような割合で各市町村に分配されておるということでございます。

譲与額の動向といったところでございますが、今年度は200億円を国が原資といたしておりますが、最終的には600億ほどになるということが国のほうで想定されておりますので、現在提示されているところで見ますと、令和3年度までが本年度と同額、令和4年から6年までが265万5,000円、令和7年から10年までが376万1,000円ということで、最終的には、令和15年には600万弱が今の現在の試算でいけば養老町のほうに譲与いただけるというような試算になっております。

3点目の当町における森林面積等でございますが、森林面積は1,882ヘクタールあるわけでございますが、その中で、先ほど言いました私有林人工林面積は595ヘクタールでございます。

続きまして、林業従事者数ですが、本町は林業を主にやってみえるという方はゼロということになっております。

森林組合でございますが、本町には沢田生産森林組合という組合と、あと西南濃森林組合というのがございまして、西南濃森林組合は大垣市のほうに事務所を置くわけでございますが、そこのほうで活動を行っているということでございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第7、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

平成29年5月に成立した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員が創設され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係する13の条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回改正する関係条例は、次の13の条例でございます。

1. 養老町職員定数条例、2. 養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例、3. 養老町職員の分限の手続及び効果に関する条例、4. 養老町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、5. 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、6. 養老町職員の育児休業等に関する条例、7. 養老町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、8. 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、9. 養老町職員等の旅費に関する条例、10. 養老町職員の給与に関する条例、11. 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例、12. 養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、13. 養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございます。

まず第1条、養老町職員定数条例の一部を改正する条例についてですが、定数条例の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を、臨時の職に関する場合における任用に限定する旨の改正を行うものであります。

次に、第2条、養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、公表の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加える改正を行うものであります。

次に、第3条、養老町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、会計年度任用職員の任期が1会計年度に限られるため、規定されている休職期間について改正を行うものであります。

次に、第4条、養老町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、パートタイムの会計年度任用職員について、支給される報酬を減給対象とする改正を行うものであります。

次に、第5条、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、再任用短時間勤務職員を除く非常勤職員は会計年度任用職員のみとなるため、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める改正を行うものであります。

次に、第6条、養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業をしている職員への勤勉手当の支給対象から、会計年度任用職員を除く改

正及び育児休業をした職員の職務復帰後の号給調整の対象から会計年度任用職員を除く改正を行うものであります。

また、第20条第2項においては、部分休業をした会計年度任用職員について減額する給料・報酬の額を定める改正を行うものであります。

次に、第7条、養老町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、条件つき採用の根拠規定が地方公務員法の改正により、「第22条第1項」から「第22条」になることに伴う改正を行うものであります。

次に、第8条、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、改正後の地方公務員法で特別職非常勤職員として列挙されていない職を削除し、職の整理を行った上で新たに特別職として定める職を加える改正を行うものであります。

次に、第9条、養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、旅費の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加える改正を行うものであります。

次に、第10条、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、会計年度任用職員の給与は常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して条例で定めることとされているため、その旨を明記する条文を加える改正を行うものであります。

次に、第11条、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、常勤の技能労務職員と同様に会計年度任用単純労務職員についても、給与の種類及び基準を条例で定めるための改正を行うものであります。

次に、第12条、養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員であって給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準ずることとする規定を新たに設ける改正を行うものであります。

最後に、第13条、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、常勤の企業職員と同様に、会計年度任用企業職員についても給与の種類及び基準を条例で定めるための改正を行うものであります。

次に、施行日についてであります。令和2年4月1日から施行いたします。

附則第2項は、養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴い、必要な経過措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑

は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第8、議案第61号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第62号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を議題といたします。

2議案については一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第61号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第62号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

両議案とも養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 藤田議会事務局長、補足説明。

○議会事務局長（藤田勝彦君） それでは、議案第61号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、私より補足説明をさせていただきます。

まず、第1条関係について説明をさせていただきます。

第5条の改正については、12月に支給する期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものです。

次に、第2条関係について説明をさせていただきます。

第1条の改正で0.05月分引き上げになります期末手当の支給率を6月と12月に振り分

けを行う改正を行うもので、年間の支給率については変更はございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。また、第2条の規定は令和2年4月1日から施行いたします。

附則第2条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しております。

以上で議案第61号の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうからは、議案第62号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

まず、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

先ほどの議案第61号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてと同様に、第8条の改正については、期末手当の支給率を12月に支給する場合において0.05月分引き上げをするものです。

次に、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

第1条の改正で期末手当の支給率が0.05月分引き上げになりますが、引き上げ分について、一般職と同様に6月と12月で均等に配分するよう改正を行うもので、年間の支給率については変更ございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。また、第2条の規定は令和2年4月1日から施行します。

附則第2条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本2案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本2案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第10、議案第63号から日程第14、議案第67号までの5議案について逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

次に、日程第10、議案第63号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第63号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

令和元年の人事院勧告により、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）が令和元年11月22日に公布されたことに伴い、町においても、国に準じて住居手当、勤勉手当、給料表等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第20条の改正については、一般職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げるものです。

別表第1については、給料表の改定を行うものであります。

次に、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

まず第10条の2の改正については、住居手当の支給対象となる家賃の下限を「1万2,000円」から「1万6,000円」に引き上げるとともに、手当額の上限を「2万7,000円」から「2万8,000円」に引き上げるものでございます。

次に、第20条の改正については、第1条で改正をした勤勉手当の支給率について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、年間の支給率については変更はございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。また、第2条の規定は令和2年4月1日から施行します。

附則第2条については、給与の支給についての必要な措置を規定しております。

附則第3条については、住居手当に関する経過措置を規定しております。

また、附則第4条については、町の規則への委任規定としております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第11、議案第64号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第64号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

道路構造令の一部を改正する政令が平成31年4月25日に施行され、令和元年12月に岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部が改正される予定であることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この改正条例は、既設の町道及び新たに整備する町道における自転車通行空間を確保し、自転車を安全かつ円滑に通行させるために自転車通行帯を新たに規定し、必要な文言の改正をするものであります。

お手元の資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。と存じます。

第4条、6条、10条、11条、32条、40条では、自転車通行帯に係る文言及び規定を追

加するものであります。

第8条の2は、自転車通行帯の設置に関して規定するものであります。

第9条は、設計速度が時速60キロ以上の道路に自転車道の設置を規定するものです。

附則第1項では、公布の日から施行することを規定しております。

第2項では、経過措置として、条例施行の際に新設または改築工事中の第3種または第4種の道路については、この改正の規定にかかわらず従前の例によるものと規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第12、議案第65号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第65号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成27年1月27日付の総務大臣通知等に基づき、公共下水道事業について、令和2年4月1日から地方公営企業法の適用を行うため、本条例について所要の改正を行うとともに、本条例の改正に伴い、養老町部設置条例など9つの関係条例についても所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、公共下水道事業について地方公営企業法の適用を行うため、本則で養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、附則で本条例の改正に伴い、9つの関係条例の一部改正を行っております。

まず本則の説明をさせていただきます。

最初に、公共下水道事業の設置等を加えるため、題名の改正を行うものです。

次に、第1条について、公共下水道事業の設置を加えるものです。

次に、第1条の2について、公共下水道事業の法の全部適用を規定するため加えるものです。

次に、第2条について、公共下水道事業の経営の規模を加えるものです。

次に、第3条について、上下水道事業の管理者及び組織について規定するものです。

次に、4条について、第3条の改正に伴い削除するものです。

次に、第5条について、重要な資産の所得及び処分について下水道事業を加え、同条を第4条とするものです。

次に、第6条について、議会の同意を要する賠償責任の免除に下水道事業を加えるとともに、地方自治法の改正に伴い引用条項を改正し、同条を第5条とするものです。

次に、第7条について、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等に下水道事業を加え、同条を第6条とするものです。

次に、第8条について、業務状況説明書の作成について下水道事業を加えるとともに、法の規定に合わせて字句の改正を行い、同条を第7条とするものです。

続きまして、本条例の改正に伴い、関係条例の改正を行っております附則第2項から第10項までの説明をさせていただきます。

まず附則第2項、養老町部設置条例の一部を改正する条例については、下水道事業の組織が改正後の養老町上下水道設置等に関する条例で規定されるため、産業建設部の分掌事務から下水道事業を削るものです。

次に、附則第3項、養老町債権管理条例の一部を改正する条例については、法適用化に伴い、規程が新たに加わるため「規則」を「規則等」に改めるものです。

次に、附則第4項、養老町特別会計条例の一部を改正する条例については、公営企業会計への移行に伴い、公共下水道事業特別会計を削るものです。

次に、附則第5項、養老町公共下水道施設管理運営基金条例の一部を改正する条例については、公営企業会計への移行に伴い会計の名称を改めるとともに、本則の条例改正に合わせて「町長」を「公共下水道事業管理者の権限を行う町長」に改めるものです。

次に、附則第6項、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、附則第7項、養老町上水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例及び附

則第8項、養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例については、本則の条例改正に合わせて「町長」の文言をそれぞれの条例内容に合わせて改めるものです。

次に、附則第9項、養老町下水道条例の一部を改正する条例については、第3条の公共下水道の設置が改正後の養老町上下水道設置等に関する条例で規定されるため削除するとともに、本則の条例改正に合わせて第2条の「規則で」を「公共下水道事業管理者の権限を行う町長」に改め、第2条の以外の規定中「規則で」を「町長が」に改めるものです。

最後に、附則第10項、養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例については、本則の条例改正に合わせて第2条第2項中「町長」を「公共下水道事業管理者の権限を行う町長」に、第12条中「規則に」を「町長が」に、第13条中「規則で」を「町長が」に改めるものです。

施行日については、この条例は令和2年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、また大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第13、議案第66号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第66号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、これを受け、標準下水道条例が9月に改正さ

れたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町下水道条例の改正につきましては、標準下水道条例の改正に準じて行うものでございます。

まず第7条の2第3項につきましては、第7条の3第1項第4号の改正に伴い、改正するものです。

次に、第7条の3第1項第4号につきましては、排水設備指定工事店の指定の基準の欠格条項について、成年被後見人もしくは被保佐人を削除するとともに、新たに精神の機能の障害を追加するものです。

次に、第7条の8第2項につきましては、責任技術者の登録の資格に関する欠格条項について、第7条の3と同様に、成年被後見人もしくは被保佐人を削除するとともに、新たに精神の機能の障害を追加するものです。

また、責任技術者が登録を受けた後に精神の機能の障害により職務を適正に行うことができなくなった旨を町長が把握できるよう、同条第3項として届け出の義務を規定するものです。

次に、第7条の13については、排水設備指定工事店が指定を受けた後に精神の機能の障害により排水設備指定工事店としての事業を適正に行うことができなくなった旨を町長が把握できるように届け出の義務を加えるものです。

施行日につきましては、この条例は、公布の日から施行するものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第14、議案第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について御説明をさせていただきます。

本組合について、中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合から、令和2年3月31日をもって本組合を脱退する旨の申し出があったことに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数の減少及び本組合理約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、総務大臣の許可を受ける必要が生じたことから、本組合理約について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、別表中から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合を削除するものでございます。

施行日については、令和2年4月1日から施行します。

以上、議案第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第15、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第17、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての3議案については一括議題といたします。

なお、これらの3議案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して議案ごとに逐次採決いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました同意第6号から同意第8号までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明をさせていただきます。

このたび固定資産評価審査委員会委員の任期が令和元年12月26日をもって満了となりますが、引き続き3人の委員全員に固定資産評価審査委員会委員として再任をお願いしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和元年12月27日から令和4年12月26日までの3年間となります。

まず1人目、岐阜県養老郡養老町蛇持87番地、佐竹孝一氏。

2人目、岐阜県養老郡養老町押越1006番地8、吉松攝雄氏。

岐阜県養老郡養老町釜段766番地、中島敏美氏。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより3議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより日程第15、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第17、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第18、選挙第4号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について議題といたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく議長の指名による指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、ただいまから指名を行います。敬称を略させていただきます。

最初に、選挙管理委員を指名いたします。

養老町押越365番地4、伊藤哲。養老町鷺巣1670番地160、改田俊雄。養老町栗笠70番地、近藤則昭。養老町飯田169番地、藤井忠敬。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。順位は読み上げ順といたします。

養老町口ケ島34番地、小川静雄。養老町根古地41番地、藤田祥治。養老町橋爪1222番地、村上英雄。養老町押越642番地3、若山清。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員の補充員に当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員の補充員に当選されました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第19、議案第68号から日程第28、議案第77号までの10議案は、逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第19、議案第68号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第68号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第72号の令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）で歳入の減に伴い、一般会計からの繰入金を584万6,000円増額いたしております。

養老町立食肉事業センター管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を5,944万6,000円に変更するものでございます。

以上で議案第68号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第20、議案第69号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第69号 令和元年度養老町公共下

水道事業特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第74号の令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ259万4,000円を減額いたしており、全額が公共下水道事業関係職員の異動等に伴う人件費分となります。

公共下水道事業関係職員の人件費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を2億3,297万9,000円に変更するものでございます。

以上で議案第69号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第21、議案第70号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第70号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,793万2,000円を追加し、予算総額を130億3,661万円とするものでございます。

主な内容は、森林環境譲与税、1,000万円の寄附金、障害者自立支援給付事業、障害児通所給付事業、給与改定等に伴う人件費などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、12ページの歳出から説明させていただきます。

人件費については、各科目でそれぞれ所要額を補正しておりますので、後ほど一括して説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、18目まちづくり整備基金費では、地域振興費寄附分500万円、消防費寄附分200万円、合計で700万円を積立金として計上いたしました。

次に、18ページの款12公債費、項1公債費では、借入利率の変更等に伴い、1目元金で89万8,000円を増額し、2目利子で782万8,000円を減額しました。

次に、20ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず特別職の長等につきましては、期末手当で11万円の増額、共済費で9万5,000円の減額であります。

次に、議員につきましては、期末手当で20万2,000円の増額であります。

次に、21ページの一般職について説明をさせていただきます。

給料については996万3,000円の増額、職員手当等については171万6,000円の減額、共済費については20万円の増額であります。

給料につきましては、給与改定に伴う分で203万6,000円、昇給等に伴う分で448万9,000円の増額で、異動等に伴う分で343万8,000円の増額であります。

次に、職員手当等につきましては、制度改正に伴う分で437万円の増額で、その他異動等に伴う分で608万6,000円の減額であります。

次に、10ページの歳入について説明をさせていただきます。

款16寄附金、項1寄附金では、藤井ハウス産業株式会社様から総額1,000万円の御寄附を受け、そのうち2目総務費寄附金で500万円、3目民生費寄附金で30万円、5目教育費寄附金で270万円、6目消防費寄附金で200万円をそれぞれ増額しました。

次に、款20町債、項1町債、4目臨時財政対策債では、発行可能額の確定に伴い、1,727万5,000円を減額し、繰越金で財源が不足する額4,290万5,000円を増額しました。

次に、5ページの第2表 地方債補正では、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、補正後の限度額を3億6,252万5,000円とするものです。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出のほうを説明させていただきます。

12ページをごらんください。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、

給付費の動向により扶助費の所要額2,395万6,000円を増額するとともに、平成30年度事業費が確定しましたので、事業の補助金精算に伴う返還金271万7,000円を計上いたしました。

障害者地域生活支援事業では、障害者地域生活支援事業の動向により、委託料で150万6,000円を増額し、負担金補助及び交付金では、NPO法人ハウス希望が運営するグループホーム修繕に対する補助金100万円を計上しました。また、日常生活用具給付費の動向により扶助費の所要額180万7,000円を増額いたしました。

国民健康保険特別会計繰出金では、職員給与費所要額等で56万7,000円を減額いたしました。

介護保険事業特別会計繰出金では、介護給付費町負担金、地域支援事業町負担金及び職員給与費所要額等で20万1,000円を増額いたしました。

次に、14ページをごらんください。

3目福祉医療費では、本年度の重度心身障害者福祉医療事業の動向に基づきまして、扶助費の所要額911万7,000円を増額いたしました。

次に、4目国民年金費では、年金生活者支援給付業務に伴うシステム改修に要する委託料で26万4,000円を増額いたしました。

次に、10目後期高齢者医療費では、保険基盤安定負担金支出額確定に伴いまして、繰出金40万2,000円を増額いたしました。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の公立認定こども園等関係事務事業では、公立園の保育士の研修費用に対して補助されます子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金の平成30年度の補助額が確定し、返還金が生じたので3,000円を増額いたしました。

次に、出産祝い金支給事業では、母子手帳発行状況から祝い金対象となります第3子以降の出生数が当初予想を上回ることが予想されるため、補助金として50万円を増額いたしました。

次に、障害児通所給付事業では、昨年、平成30年4月からそよかぜ飯田教室が開設されたことや、放課後デイサービスを提供する事業所が増加していることに伴いましてサービス利用者が増加しており、当初の見込みを大幅に上回るため、不足する給付金1,970万5,000円を増額いたしました。

また、障害児通所給付費について、国・県・市町村で規定の負担割合にて負担することにより給付されており、平成30年度の障害者自立支援給付費が確定し、国及び県への返還金が生じたので44万7,000円を増額いたしました。

次に、保育対策総合支援事業では、若手保育士や保育事業者を対象に指導員による巡回相談を行う巡回支援事業に対し補助されます保育対策総合支援事業費補助金の平成30年度補助額が確定しまして、返還金が生じたので23万9,000円を増額いたしました。

次に、公私立園長会事業では、寄附金を利用し、各園に対し図書を購入するため30万円を増額いたしました。

次に、2目児童措置費の児童手当支給事業では、平成29年度、平成30年度の国・県から交付される児童手当交付金が確定し、返還金が生じたので16万1,000円を増額いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健事業では、特定不妊治療助成及び新生児聴覚検査助成の対象者の増加に伴いまして59万3,000円を増額いたしました。

次に、8ページの歳入について御説明申し上げます。

款8地方特例交付金、項2子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金では、9月議会にて補正案を上程し、可決いただきましたが、交付金の一部が国庫補助金、県費補助として町に納入されることが判明したため、1,967万3,000円を減額し、国庫支出金、県負担金へ歳入科目更正するとともに、充当先の財源を更正するものです。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業に係る負担金1,197万7,000円を増額いたしました。また、2節児童福祉負担金では、先ほどの子ども・子育て支援臨時交付金の歳入科目更正によって増額となります国庫支出額を計上いたしました。

また、障害児通所給付費について、歳出で増額した額に対する国庫支出金として2,268万3,000円を増額しました。さらに4節児童手当負担金では、児童手当交付金の平成28年度実績に修正がございまして、追加交付金が発生しましたので、追加分の6万6,000円を増額しました。

項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、障害者地域生活支援事業に係る補助金165万5,000円を増額いたしました。

項3委託金、2目民生費委託金では、年金生活者給付金の支給業務に係るシステム改修に係る交付金として26万4,000円を増額いたしました。

款14県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付に係る負担金598万8,000円を増額いたしました。2節の児童福祉費負担金では、国庫負担金と同じく子ども・子育て支援臨時交付金の歳入科目更正によって増額となります県支出額及び障害児通所給付の増額により増加する県支出額1,134万1,000円を計上いたしました。3節の保険基盤安定負担金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金増額分に係る県負担金30万円を増額いたしました。4節の児童手当負担金では、児童手当交付金の平成28年度実績の修正により、追加交付となります県支出額1万6,000円を計上いたしました。

次に、10ページの項2県補助金、2目民生費県補助金では、障害者地域生活支援事業

に係る補助金で82万7,000円、重度心身障害者医療事業に係る補助金455万8,000円を増額いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

12ページの款2総務費、項1総務管理費、19目森林環境譲与税基金費では、今年度から譲与される森林環境譲与税を新たに創設する養老町森林環境譲与税基金に積み立てるため、177万円を計上いたしました。

次に、14ページの款6農林水産業費、項1農業費、4目畜産業費では、養老町立食肉事業センター特別会計繰出金について、使用料の減収見込み等により584万6,000円増額いたしました。

次に、16ページの款7商工費、項1商工費、3目観光費では、観光事業振興費において岐阜県清流の国ぎふ推進補助金154万円の交付決定に伴い財源の更正を行いました。

次に、款8土木費、項4都市計画費、3目下水道整備費の公共下水道事業特別会計繰出金では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い259万4,000円を減額いたしました。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

8ページの款2地方譲与税、項3森林環境譲与税、1目森林環境譲与税では、今年度から森林環境譲与税が譲与されることに伴い177万円を計上いたしました。

次に10ページ、款14県支出金、項2県補助金、5目商工費県補助金では、観光振興事業費の養老公園夜桜のライトアップ事業及び養老公園開園140周年に向けたにぎわいの創出事業、またひょうたんを活用した観光地活性化事業に対して、新たに岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付決定を受けたことに伴い154万円を増額いたしました。

以上で議案第70号、養老町一般会計補正予算（第3号）についての産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

16ページをごらんください。

款10教育費、項1教育総務費、2目事務局費の事務局事務では、本年10月から幼児教育の無償化に伴いまして私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、平成31年4月から令和元年9月までが補助対象期間となりましたので、87万5,000円を減額いたしました。

次に、藤井ハウス産業株式会社様から藤井文庫の図書購入事業に300万円を御寄附いただきまして、そのうち270万円を教育委員会関係の図書購入経費として計上いたしました。

その内訳といたしましては、項2小学校費、2目教育振興費の小学校図書館整備事業に各学校20万円で7校分140万円、18ページの項3中学校費、2目教育振興費の中学校図書館整備事業に各学校15万円で2校分30万円、項4社会教育費、7目図書館費の図書館維持管理費に100万円であります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

款8地方特例交付金、項2子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、款13国庫支出金、項2国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金では、令和元年10月から幼児教育の無償化に伴い、私立幼稚園の就園奨励費補助金が、先ほども申し上げましたが、令和元年9月までが補助対象期間ということでございますので、それぞれ53万9,000円を減額いたしました。

また、同目4節幼稚園費補助金では、幼稚園就園奨励費補助金の補助対象者の増によりまして、6万8,000円を増額補正いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 森林環境税の関係で基金条例をつくって基金を積み立てていくということですが、ある程度これは目的税だと思っております、使途はおのずと決まっておるわけございまして、いつからどのように取り組んでいくかということと、それからきょう農業新聞に出ましたんですけど、C O P 10の25、スペインで国連気候変動枠組みの会議が行われておるわけですが、そこで小泉環境相が、日本国は、いわゆる2050年には温室効果ガスを排出実質ゼロを目指して、そういう自治体がふえていくと。それから、日本の排出量が5年連続で減っているというようなことを訴えると言っておりますが、当町の取り組みの姿勢として、現状を一応伺っておきたいと思っております。

以上2点について。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせて

いただきます。

森林環境譲与税の使用の目的ということでございますが、森林の整備、木材の利活用、木育などに使いますが、今年度から新たに森林経営管理法に基づき、市町村が行う公的管理森林整備の財源にもできるということになっておりますので、ある程度の金額が基金に積み上がった時点で事業の優先度、その時点でどこを優先するかということを考えまして使用していきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 問山生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長心得（問山 剛君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

現在町では、平成28年3月に策定いたしました第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素排出量の抑制の取り組みに努めております。環境に配慮した再生紙の購入や電子化等の促進を加えて、毎週水曜日のノー残業デーに加え金曜日も実施しており、省エネルギー化に努めております。

また、令和2年度に第3次地球温暖化対策実行委員会の策定を予定しておりますので、今後も省エネ対策を促進していきたいと考えております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は予算の所管ごとに各常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第22、議案第71号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第71号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、予算総額を34億7,050万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、外国人被保険者の資格情報連携に係るシステム改修の必要額と、職員給与費の所要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、国保関係職員費として一般給料で17万6,000円の減額、職員手当等で54万8,000円の減額、共済費で7万円の減額をいたしました。

また、国保電算処理委託料として、外国人被保険者の資格情報連携に係るシステム改修に66万円の増額をいたしました。

次に、款4保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費では、国保関係職員費として一般給料で1万4,000円の減額、職員手当等で24万8,000円の増額、共済費で7,000円の減額をいたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、職員給与費の所要額として、職員給与費等繰入金で56万7,000円を減額いたしました。

次に、款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1国民健康保険制度関係業務事業費補助金として66万円の増額をいたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第23、議案第72号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第72号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、予算総額を1億3,607万9,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳入において使用料が減額するため、一般会計繰入金を増額し、歳出において同額の財源更正とセンター職員費の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、補足説明。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、一般財源の減額と特定財源の増額で576万7,000円の財源更正と、食肉事業センター関係職員費の所要額として給料で6万4,000円の増額、職員手当等で8万2,000円の減額、共済費で9万7,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款1事業収入、項1事業収入、1目食肉事業センター使用料では、屠畜頭数の減少見込みに伴い、576万7,000円を減額し、款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金で584万6,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 今回、五百数十万円の補正ということで、年間繰り入れが6,000万弱ということになっておるんですが、これから来年度の予算も編成されるということになっていきますが、今後の繰り入れの金額の増額の予定・予想、どのように考えているかということと、今後の食肉事業センターの対応をどのように考えているかを

お尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの松永議員の質問に対して御説明させていただきます。

今回の使用料の減少は、昨年発生しました豚コレラに伴う豚農家から豚が入ってこないということに対して使用料が減少しておるわけでございます。それにつきまして、回復のほうを県・国というふうにやっておりますので、それが回復すれば使用料のほうはもとに戻るのかというようなことは考えております。

ただし、食肉施設のほうは相当古いので、維持管理費のほうが高くついているというわけでございますが、来年度につきましては、償還金のほうが今年度より少し減るということで、本年度の当初予算と同額といったところが、今のところ試算しておるところでございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第24、議案第73号 令和元年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第73号 令和元年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入を403万7,000円増額し、補正後の予算額を4億6,893万7,000円、収益的支出を1,419万1,000円増額し、補正後の予算額を4億4,499万1,000円に改めるものでございます。

補正の内容につきましては、収益的収入では受託工事収益、収益的支出では、配水管等修繕費及び職員の異動等に伴い人件費を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず先に収益的支出から御説明を申し上げます。

12ページ、款1水道事業費用、項1営業費用、2目配水及び給水費では、第2配水区域で実施しております配水管洗浄業務におきまして、区域内の管路調査を事前に行ったところ、当初予算に見込んでいなかった排泥弁及び仕切り弁の修繕工事を実施しなければ洗浄業務が遂行できないことが判明いたしました。この修繕工事を実施したことに伴い、修繕費990万6,000円を増額いたしました。

次に、3目受託工事費では、消費税増税前の駆け込み需要と思われることがございまして、上水道申し込みの増加及び県道の給水管取り出し工事等がふえたことにより、403万7,000円を増額いたしました。

次に、4目総係費では、職員異動等に伴い人件費を補正するものです。給料で21万3,000円増額、職員手当等で3,000円の増額、法定福利費で2万円の増額、退職給付費で1万2,000円増額、合計24万8,000円増額をいたしました。

続きまして、収益的収入について御説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、収益的支出の款1水道事業費用、項1営業費用、3目受託工事費の増額に伴い、12ページ、款1水道事業収益、項1営業収益、2目受託工事収益に同額の403万7,000円を増額いたしました。

以上で、議案第73号 令和元年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第25、議案第74号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第74号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ173万6,000円を減額し、予算総額を3億7,316万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、職員の異動等に伴い人件費を補正するものと、公共下水道事業の公営企業会計の法適用化に伴う委託料を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

歳出について御説明を申し上げます。

8 ページ、款 1 下水道費、項 1 公共下水道管理費、1 目総務費では、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでありまして、給料で138万2,000円減額、職員手当等で53万1,000円の減額、共済費で68万1,000円の減額、合計259万4,000円を減額いたしました。

次に、令和2年4月より開始する公共下水道事業会計が公営企業会計の法適用化に伴い公印が変更となるため、水道料金システムの改修が必要となることから、委託料85万8,000円を増額いたしました。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

6 ページ、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を259万4,000円減額いたしました。

次に、款 6 繰越金、項 1 繰越金、1 目繰越金を85万8,000円増額いたしました。

以上で、議案第74号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第26、議案第75号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第75号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。
今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,742万8,000円を追加し、予算総額を29億3,199万円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額のほか、保険給付費及び地域支援事業費の動向による所要額と平成30年度分国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算に伴う返還金の必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、10ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、職員給与費の所要額として、介護保険事業関係職員費で45万円を減額いたしました。

款2保険給付費、項1介護サービス給付費、1目居宅介護サービス給付費では、その動向により3,145万2,000円を増額いたしました。

以下同様に本年度の動向に基づきまして、2目地域密着型介護サービス給付費では3,583万4,000円を減額し、5目居宅介護住宅改修費では155万7,000円を増額し、項2介護予防サービス給付費の1目介護予防サービス給付費では601万7,000円を増額し、4目介護予防住宅改修費では42万9,000円を増額し、5目介護予防サービス計画給付費では165万3,000円を増額いたしました。

次に、款4地域支援事業費、項1地域支援事業費、1目地域支援事業費では、職員給

与費の所要額として地域支援事業関係職員費で4万8,000円を減額いたしました。

また、保険者機能強化推進交付金の受け入れに伴いまして、項1地域支援事業費及び12ページの項4包括的支援事業・任意事業費で財源更正を行っております。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、2目償還金では、平成30年度分介護給付費等負担金の国庫支出金、県支出金、支払基金交付金精算に伴う返還金3,265万2,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

まず款4国庫支出金の国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の動向により105万4,000円を増額いたしました。

項2国庫補助金におきましても同様に給付費の動向により1目調整交付金で26万3,000円の増額、2目地域支援事業交付金（総合事業）で5,000円の減額、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）で1万2,000円を減額いたしました。

また、4目保険者機能強化推進交付金では、令和元年度分として内示のありました414万9,000円を計上し、歳出の地域支援事業費に財源充当しております。

款5支払基金交付金の項1支払基金交付金におきましても、給付費の動向により1目介護給付費交付金の介護給付費支払基金交付金で142万3,000円を増額し、過年度分として、平成30年度追加交付金として513万4,000円を計上いたしました。

2目地域支援事業交付金でも給付費の動向により5,000円減額いたしました。

款6県支出金におきましても給付費の動向により、項1県負担金の介護給付費負担金で65万9,000円の増額、項2県補助金の地域支援事業交付金（総合事業）で2,000円の減額、地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）で6,000円を減額いたしました。

次に、款8繰入金、項1他会計繰入金も同様に介護給付費繰入金で65万9,000円の増額、地域支援事業繰入金（総合事業）で2,000円の減額、地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）で6,000円を減額いたしました。

5目その他一般会計繰入金では、介護保険事業関係職員費の減額に伴いまして45万円を減額いたしました。

次に8ページをごらんください。

款9繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として2,457万5,000円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第27、議案第76号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第76号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加し、予算総額を1,655万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費及び給付管理件数の動向による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、1目一般管理費では、職員給与費の所要額として、介護サービス事業関係職員費で20万3,000円を増額いたしました。

款2サービス事業費、項1介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では、介護予防ケアマネジメント業務において、委託件数の動向により委託料を34万9,000円増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款1サービス収入、項1介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入では、介護支援計画費介護報酬及び介護予防ケアマネジメント報酬の動向により55万2,000円

を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第28、議案第77号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第77号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ40万2,000円を追加し、予算総額を3億2,770万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、負担金確定による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、令和元年度保険基盤安定負担金支出額の確定により所要額40万2,000円を増額いたしました。

次に、6 ページの歳入について御説明申し上げます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金として額の確定により40万2,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は、12月12日木曜日の午前10時から、また産業建設委員会は、同日12月12日木曜日午後1時30分からそれぞれ開催されるよう各委員会に要請いたします。

○議長（長澤龍夫君） 最後に、日程第29、発議第6号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣議員、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合は、その決定については議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす12月11日から12月18日までの8日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす12月11日から12月18日までの8日間は休会することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会2日目は12月19日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後0時25分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月10日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 小 寺 光 信

議 員 北 倉 義 博

